



鳥取県公報

平成 23 年 11 月 15 日(火)
第 8 3 4 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	とっとりバイオフロンティアの利用料金の一部改正 (644) (産業振興総室) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (80) 2
	政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出 (81) 3
	政治団体の収支に関する報告書の要旨 (82) 4
	政治団体の解散の届出 (83) 5
	政治団体の解散等に伴う収支に関する報告書の要旨 (84) 5
	資金管理団体の指定の取消しの届出 (85) 6
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (19) (教育総務課) 6
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (総務課) 8

告 示

鳥取県告示第644号

平成23年鳥取県告示第162号（とっとりバイオフロンティアの利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき平成23年11月10日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成23年11月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。
 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料等</p> <p style="padding-left: 20px;">ア及びイ 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ウ 実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等</u></p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1日につき 20ケージま での利用に 係る部分</td> <td style="text-align: center;">1ケージ1日につき 700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1日につき 20ケージを 超える利用 に係る部分</td> <td style="text-align: center;">1ケージ1日につき 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;"><u>備考 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別記 略</p>	区分	利用料	1日につき 20ケージま での利用に 係る部分	1ケージ1日につき 700円	1日につき 20ケージを 超える利用 に係る部分	1ケージ1日につき 100円	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料等</p> <p style="padding-left: 20px;">ア及びイ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別記 略</p>
区分	利用料						
1日につき 20ケージま での利用に 係る部分	1ケージ1日につき 700円						
1日につき 20ケージを 超える利用 に係る部分	1ケージ1日につき 100円						

附 則

この告示は、平成23年11月15日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第80号

平成23年第11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年11月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

- 1 日時 平成23年11月22日（火） 午後3時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部改正について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項前段の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成23年11月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取市松保支部	主たる事務所の所在地	鳥取市桂見924-3	鳥取市桂見179	平成23年9月14日	政党の支部
〃	代表者の氏名	竹内 房男	福田 泰昌	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	〃	〃	〃	〃
自由民主党新英会	主たる事務所の所在地	米子市米原一丁目1-46	米子市富士見町二丁目8	平成23年10月11日	〃
民主党鳥取県総支部連合会	〃	鳥取市賀露町128-2	鳥取市富安二丁目75	平成23年10月19日	〃
民主党鳥取県第1区総支部	〃	〃	〃	〃	〃
自由民主党鳥取市賀露支部	〃	鳥取市賀露町北三丁目18-8	鳥取市賀露町北一丁目10-34	平成23年10月28日	〃
〃	代表者の氏名	島谷 龍司	松本 信光	〃	〃
日本薬業政治連盟鳥取県支部	主たる事務所の所在地	米子市両三柳2900-7	米子市旗ヶ崎2320	平成23年9月5日	その他の政治団体
〃	代表者の氏名	西村 政治	木下 圭二	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	澁谷 昭仁	神谷 修司	〃	〃
高見則夫後援会	代表者の氏名	三輪 武弘	坂本 勲	平成23年9月6日	〃
赤い鳥の会	会計責任者の氏名	別所 清平	中井 洋	平成23年9月12日	〃
鳥取県土地家屋調査士政治連盟	代表者の氏名	浅中 修次	永美 一雄	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年11月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

◎政党の支部

期間 平成22年1月1日～平成22年12月31日
政治団体の名称 自由民主党鳥取県参議院選挙区第二支部
国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名 濱田 和幸

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 平成23年5月31日

1 収入総額 64,721,469円

本年収入額 64,721,469円

2 支出総額 62,805,567円

3 翌年への繰越額 1,915,902円

4 本年収入の内訳

寄附 15,450,000円

政党匿名寄附を除く寄附 15,450,000円

団体分 3,000,000円

政治団体分 12,450,000円

本部又は支部から供与された交付金に係る収入
49,270,933円

自由民主党 21,506,291円

自由民主党鳥取県支部連合会 27,764,642円

その他の収入 536円

一件10万円未満のもの 536円

5 支出の内訳

経常経費 6,926,309円

人件費 4,235,843円

光熱水費 116,828円

備品・消耗品費 836,338円

事務所費 1,737,300円

政治活動費 55,879,258円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出) 2,024,642円

組織活動費 4,628,262円

機関紙誌の発行その他の事業費 6,086,354円

機関紙誌の発行事業費 180,862円

宣伝事業費 5,905,492円

寄附・交付金 45,164,642円

6 寄附の内訳

(団体分)

NTKインターナショナル 3,000,000円 東京都港区

(政治団体分)

自由民主党鳥取県第二選挙区支部 1,500,000円
米子市

自由民主党鳥取県支部連合会 10,000,000円 鳥取市

浜田和幸後援会 950,000円 米子市

◎資金管理団体

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日

政治団体の名称 森川としひで会

資金管理団体の届出をした者の氏名 森川 敏秀

資金管理団体の届出に係る公職の種類 米子市議会議員

報告年月日 平成23年10月28日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

期間 平成22年1月1日～平成22年12月31日

政治団体の名称 高梨塾舎

資金管理団体の届出をした者の氏名 高梨 包美

資金管理団体の届出に係る公職の種類 米子市議会議員

報告年月日 平成23年8月5日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

◎その他の政治団体

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日

政治団体の名称 増原聡政策研究会

報告年月日 平成22年3月6日

1 収入総額 500,000円

本年収入額 500,000円

2 支出総額 500,000円	増原英寿 500,000円 日野郡日南町
3 本年收入の内訳	期間 平成22年1月1日～平成22年12月31日
寄附 500,000円	政治団体の名称 小山福一後援会
政党匿名寄附を除く寄附 500,000円	報告年月日 平成23年4月14日
個人分 500,000円	1 収入総額 4,600円
4 支出の内訳	前年繰越額 4,600円
政治活動費 500,000円	2 支出総額 0円
寄附・交付金 500,000円	3 翌年への繰越額 4,600円
5 寄附の内訳	
(個人分)	

鳥取県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年11月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
森川としひで会	森川 敏秀	堀口 義夫	米子市淀江町小波925-7	平成22年12月3日	その他の政治団体
高梨塾舎	高梨 包美	高梨 包美	米子市皆生六丁目3-20	平成23年8月5日	〃
小山福一後援会	小田 松義	米山 幹雄	鳥取市国府町麻生309-5	平成23年10月25日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年11月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

◎政党の支部	1 収入総額 11,915,998円
期間 平成23年1月1日～平成23年7月5日	前年繰越額 1,915,902円
政治団体の名称 自由民主党鳥取県参議院選挙区第二支部	本年收入額 10,000,096円
国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号	2 支出総額 11,915,998円
公職の候補者の氏名 濱田 和幸	3 本年收入の内訳
公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員	寄附 7,250,000円
報告年月日 平成23年8月2日	政党匿名寄附を除く寄附 7,250,000円
	団体分 300,000円
	政治団体分 6,950,000円

本部又は支部から供与された交付金に係る収入
 2,750,000円
 自由民主党 2,750,000円
 その他の収入 96円
 一件10万円未満のもの 96円

4 支出の内訳
 経常経費 2,957,732円
 人件費 1,938,341円
 光熱水費 49,578円
 備品・消耗品費 206,031円
 事務所費 763,782円
 政治活動費 8,958,266円
 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係
 る支出) 6,941,160円
 組織活動費 289,540円
 寄附・交付金 8,668,726円

5 寄附の内訳
 (団体分)
 富士ネットシステムズ 300,000円 東京都中央
 区
 (政治団体分)
 日本の未来を創造する会 6,950,000円 東京都
 千代田区

◎資金管理団体
 期間 平成22年1月1日～平成22年12月2日

政治団体の名称 森川としひで会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 森川 敏秀
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 米子市議会議
 員
 報告年月日 平成23年10月28日
 1 収入総額 0円
 2 支出総額 0円

期間 平成23年1月1日～平成23年8月4日
 政治団体の名称 高梨塾舎
 資金管理団体の届出をした者の氏名 高梨 包美
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 米子市議会議
 員
 報告年月日 平成23年8月5日
 1 収入総額 0円
 2 支出総額 0円

◎その他の政治団体
 期間 平成23年1月1日～平成23年8月30日
 政治団体の名称 小山福一後援会
 報告年月日 平成23年10月25日
 1 収入総額 4,600円
 前年繰越額 4,600円
 2 支出総額 0円
 3 翌年への繰越額 4,600円

鳥取県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取り
 消す旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成23年11月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

資金管理団体の指 定の取消しの届出 をした者の氏名	公職の種類	指定を取り消した団体			届 出 年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の 氏 名	
森川 敏秀	米子市議会議 員	森川としひで会	米子市淀江町小波925－ 7	森川 敏秀	平成22年 12月3日
高梨 包美	米子市議会議 員	高梨塾舎	米子市皆生六丁目3－20	高梨 包美	平成23年 8月5日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第19号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成23年11月15日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成23年11月18日（金）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 県立高等特別支援学校の校名及び学科名について
 - (2) その他

公 告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成23年11月15日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
 - (2) 施設警備業務 1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
 - (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
- 2 実施日時
平成24年1月11日（水）午前9時から正午まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 3階第7会議室
- 4 審査の方法
審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 審査の対象者
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。
 - (1) 空港保安警備業務（1級）
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者
 - (2) 施設警備業務（1級）
旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者
 - (3) 交通誘導警備業務（1級）

- 旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者
- (4) 貴重品運搬警備業務(1級)
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者
- (5) 空港保安警備業務(2級)
旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (6) 施設警備業務(2級)
旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (7) 交通誘導警備業務(2級)
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (8) 貴重品運搬警備業務(2級)
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間
平成23年12月19日(月)から同月22日(木)までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 7 審査申請書の提出先
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。)
(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等
審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
(1) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1葉
(2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証(以下「旧合格証」という。)の写し
(3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面
- 9 審査手数料及び納付方法
審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 10 その他
(1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
(2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託 一式
2 契約方式 随意契約

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年10月11日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本環境安全事業株式会社
東京都港区芝一丁目7-17
- 5 契 約 金 額 34,772,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。
(政令第10条第1項第1号)
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部総務課
鳥取市東町一丁目220